

財産管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟定款第37条3項により、運用財産の管理及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 運用財産の管理及び運用の責任者は代表理事とする。

(運用財産の管理方式)

第3条 運用財産のうち、現金は手許金及び銀行等の預金の形で、設備及び備品は善良な管理者の注意をもって、それぞれ維持及び管理する。

(基本財産の果实)

第4条 基本財産から生ずる果实は運用財産に組み入れる。

附則 この規程は、2012年4月1日から施行する。